

6 監 査 9 6 号
平成16年11月8日

請 求 人 様

京丹後市監査委員 小松 通男

同 川村 博茂

京丹後市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成16年10月4日付けで提出された地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく京丹後市職員措置請求については、下記の理由により却下します。

記

第1 請求の要旨

平成15年3月3日、当時の久美浜町長は、当時の町有財産である「久美の浜シルバーハウス」(久美浜町字湊宮小字長砂2102番地の1・鉄筋コンクリート造・陸屋根一部鋼板葺地上5階建塔屋付1棟及び附属建物・延床面積3232.16㎡)及び備品(机・椅子・厨房器具・絵画・その他)や設備(冷暖房設備・下排水設備・受電設備・受水設備・その他)を株Aに無償で貸し渡すと共に、早ければ5年後にこれらが無償譲渡する契約を締結した。

地方自治体の健全な財政維持のため、地方自治体の財産につき適正な対価なくしての譲渡は原則的に禁止されていることから、これに反してなされた適正対価なき譲渡行為は違法である。

本件建物だけでも、その価値は少なくとも3億5000万円を下らないことから、このような高い価値のある町有財産を無償で貸し渡し、かつ、無償で譲渡することは、明らかに適正な対価なき譲渡であり、違法不当な行為である。

また、本件契約は一般競争入札や指名競争入札の方法によらず、任意に特定の相手方を選択して締結された随意契約の方法により締結されている。

本件は法第234条第2項・同施行令第167条の2で規定する随意契約には該当しないため、契約締結行為は違法不当な行為である。

従って、本件契約を解除し、本件建物及び備品・設備を京丹後市に返還させ、再度、全ての条件を開示した上で、一般競争入札など公平・正当・透明性のある方法により、本件建物の再利用の事業者の募集を行うこと。

また、この方法がとれない場合は、当時の久美浜町長及び各手続担当者、並びに(株)A等から、損害額全額（建物・備品・設備の時価相当額）を、京丹後市に返還させること。

第2 受理できない理由

本件請求において、請求人が契約の解除を求めている「使用貸借契約書（無償譲渡特約付）」の締結については、請求書にも記述されているように平成15年3月3日（仮契約）、同月13日久美浜町議会の議決を得て承認されており、一年以上経過をしております。

住民監査請求は、法242条第2項で、「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されています。

最高裁昭和63年4月22日判決は、この本文の規定の立法趣旨として、「普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた。」と判示し、次に期間を定めたことの例外について、「当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、一年を経過してからはじめて明らかになった場合等にも右の趣旨を貫くことが相当でないことはいうまでもない。そこで、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしたのである。」として、更に例外の場合の起算点については、「したがって、右のように当該行為が秘密裡にされた場合、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうか

によって判断すべきものといわなければならない。」と判示し、「正当な理由」の解釈を示しています。

すなわち、「正当な理由」が認められるための要件は、第一に、当該行為が秘密裡に行われたこと、第二に、住民の調査能力を越えていること、第三に当該行為を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をすること、の三点であり、これらのいずれかが欠けていれば、「正当な理由」を認めることはできないと解釈されます。

裁判例でも、当該行為の存在が公知の事実であるときは、請求人が知らなくても「正当な理由」があるとはいえないと判断しているものが多く、当該の財務会計上の行為が報道されたり（大阪地裁昭和61年8月7日判決）、公報で告知されていた（京都地裁平成4年10月19日判決）場合、本件契約の締結のように、議会の審議内容等が公表されているとき（東京高裁平成5年9月27日判決）などは、一般に「正当な理由」がないとされています。さらに、上記以外に、本件契約の締結と同様に、隠匿がなされたり、秘密裡になされていない手続きに従って処理されたものは、相当な注意力を持って調査すれば知りうるのが普通であり、一般的には「正当な理由」はないとした判例（宮崎地裁昭和57年3月7日判決、山形地裁昭和61年4月18日判決、東京地裁平成3年3月27日判決等）が多数示されています。

最近の最高裁の判例に、当該行為の存在および内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによる「正当な理由」の有無の判断基準が示されているが、平成14年10月15日三小法廷判決では、知りうることをできたと解されるときから64日目に行った監査請求を相当な期間内にされたものではないとしています。

本件契約は、前述のとおり平成15年3月3日に締結され、同月13日に久美浜町議会の議決を得て承認されており、同年3月4日付けの京都新聞と4月21日付けの両丹経済新聞でその内容が報道されています。また、4月1日付け発行の町報「くみはま」4月号と4月30日付け発行の議会だより・くみはま「久美濱」第45号でも公表されており、当該行為が秘密裡にされているとは判断しがたく、この時点にいたっては、平均的な住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて容易に当該行為を知ることができたと判断します。

なお、6町の合併により京丹後市が発足し、旧久美浜町以外の住民が監査請求できるのは平成16年4月1日以降となりますが、請求書に記載されています「実際、この魅力的な条件（無償譲渡）を知っていれば、より良い条件を久美浜町に提示してでも事業を引き継ぎたいという業者（請求人）も存在してい

る。」という内容から、請求人は本件契約に平均的な住民より高い関心を示しています。このことから、「正当な理由」が認められるための第三の要件である財務会計上の当該行為の存在および内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求がなされたとは判断できません。

したがって、「当時の久美浜町の町報（甲第3号証）においては無償譲渡されることは何ら記載されていなかったため、平均的な住民は期間内には客観的に知りえなかったのであり、本請求が本件契約締結後1年を経過してなされたことには正当な理由がある」という請求人の主張は、法第242条第2項ただし書の要件には該当せず、適法な監査請求であると認めることはできません。